令和8年度

～東成瀬村木造住宅耐震診断支援事業～

木造住宅の耐震診断を行ってみませんか

▶支援内容

・東成瀬村では、木造住宅の耐震化を促進するため、昭和56年5月31日以前に着工した住宅の耐震診断にかかる費用の一部を助成します。
・耐震診断士を派遣し、「一般診断法」による方法で、耐震診断を行います。
・診断にかかる費用の一部を国・県・村が負担し、
自己負担額　1万円　で耐震診断を実施することができます。

▶対象となる住宅

・東成瀬村内に存すること。
・昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建住宅であること。
（平成12年5月31日までに着工した一定規模以下の増築は認められる場合あり）
・併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1／2未満であること。
・鉄骨造などは対象外。　など

▶対象者

・対象住宅を所有する個人であること。
・所有者等及び同一世帯に属する者が、村税等を滞納していないこと。　など

▶申請期間 及び 受付戸数

・令和8年10月1日（木曜日）～令和8年11月30日（月曜日）
・5戸（先着順）
※　受付戸数に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了する場合があります。

▶手続きの流れ

事前相談 → 申請 → 耐震診断士の派遣 → 耐震診断の実施 → 診断費用の支払い → 診断結果の通知 → 診断終了

【問い合わせ先】
東成瀬村　建設課
〒019－0801
東成瀬村田子内字仙人下30－1
TEL　0182－47－3408